

契約番号 第 号

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記事項及び裏面記載の各条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

印

印

(総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を受注者又は第19条に定める受注者の業務責任者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の業務責任者は当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との間で協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 8 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。(法令上の責任等)
- 第2条 受注者は、労働基準法(昭和22年法律第49号)、職業安定法(昭和22年法律第141号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他関係法令(社会保険・労働保険に関する法令を含む。)の規定のほか、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例(平成18年大阪市条例第16号。以下「コンプライアンス条例」という。)における委託先事業者に係る規定を守り、善良な管理者の注意をもって業務を履行しなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第3条 この契約書に定める催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
- (業務工程表の提出)
- 第4条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと認めた場合はこの限りでない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(事故等の報告義務)

- 第5条 受注者は、業務の遂行中に事故が発生したときは、その事故発生の帰責の如何にかかわらず、直ちにその旨を発注者に報告し、速やかに応急処置を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告並びにその後の具体的な事故防止策を、書面にて提出しなければならない。
- 2 前項の事故が、個人情報及び業務に係るすべてのデータ(以下「個人情報等」という。)の漏えい、滅失、き損等の場合には、受注者は、業務を中止するとともに、速やかに前項に規定する措置を講じなければならない。なお、業務中止の期間は、発注者が指示するまでとする。
- 3 第1項の事故により、以降の業務の円滑な進行を妨げる恐れがあるときは、受注者は、速やかに問題を解決し、業務進行に与える影響を最小限にするよう、努めなければならない。

(個人情報等の保護に関する受注者の責務)

- 第6条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報

等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年大阪市条例第 5 号）、大阪市特定個人情報保護条例（令和 5 年大阪市条例第 6 号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

- 2 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報等の管理義務）

第 7 条 受注者は、発注者から提供された資料、貸与品等及び業務を行う上で得られた受注者の保有する記録媒体（光ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。）上に保有するすべての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録する等適正に管理しなければならない。

- 2 受注者は、前項の記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理しなければならない。
- 3 受注者は、第 1 項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を書面により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。
- 4 受注者は、定期的に発注者からの要求に応じて、第 1 項の管理記録を発注者に提出しなければならない。
- 5 第 1 項に規定する個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、改善を求めるとともに、発注者が受注者の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで業務を中止させることができる。

（目的外使用の禁止）

第 8 条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（外部持出しの禁止）

第 9 条 受注者は、発注者が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部に持ち出してはならない。

（複写複製の禁止）

第 10 条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より書面による同意を得た場合はこの限りでない。

- 2 前項ただし書に基づき作成された複写複製物の管理については、第 7 条を準用する。

（個人情報等の保護状況に関する検査の実施）

第 11 条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の個人情報等の保護状況について立入検査を実施することができる。

- 2 受注者は、発注者の立入検査の実施に協力しなければならない。

- 3 第 1 項の立入検査の結果、受注者の個人情報等の保護状況が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、その改善を求めるとともに、受注者が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、業務を中止させることができる。

（個人情報の安全管理義務違反に対する措置等）

第 12 条 発注者は、受注者がこの契約に基づく業務に関し、個人情報保護法第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定に違反しているとき、又はこの契約に基づく受注者の業務に従事している者が同法第 67 条に違反していると認めるときは、受注者に対して、行為の是正その他必要な措置を講ずるべき旨を求めることができる。

- 2 発注者は、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約の保証）

第 13 条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第 2 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

（1） 契約保証金の納付

（2） この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額（第 4 項において「保証の額」という。）は、一般競争入札においては業務委託料を 1 年あたりの額に換算した額（契約期間が 12 月未満の場合にあっては、業務委託料。）の 10 分の 1 以上、指名競争入札及び随意契約においては業務委託料を 1 年あたりの額に換算した額（契約期間が 12 月未満の場合にあっては、業務委託料。）の 100 分の 5 以上としなければならない。

- 3 第 1 項の規定により、受注者が同項第 2 号に掲げる

保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 4 業務委託料の変更があった場合には、一般競争入札においては保証の額が変更後の業務委託料を1年あたりの額に換算した額（契約期間が12月未満の場合にあっては、業務委託料。）の10分の1、指名競争入札及び随意契約においては変更後の業務委託料を1年あたりの額に換算した額（契約期間が12月未満の場合にあっては、業務委託料。）の100分の5に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、発注者がその必要がないと認めたときは、受注者は、同項各号に掲げる保証を付することを要しない。
- 6 第1項の規定により、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって、この契約に基づき受注者が負担する賠償金、損害金又は違約金等に充当することができる。この場合において、なお不足があるときは、当該不足の額についてさらに請求する。

（権利義務の譲渡等）

- 第14条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

- 第15条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、発注者の承諾なく、設計図書等（業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。
- 3 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前2項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 前3項の規定は、この契約が終了した後においても、同様とする。

（再委託の制限）

- 第16条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を再委託（業務を発注者以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）してはならない。
- 2 受注者は、業務の一部（発注者が設計図書において指定した軽微な部分を除く。）を再委託しようとする場

合は、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。当該承諾に係る書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。

- 3 発注者は、受注者に対して、再委託先事業者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
- 4 受注者は、再委託先の再委託に係る業務の実施について、受注者自らその再委託に係る業務を行う場合と同様の責任を負うものとする。

（再々委託等の制限）

- 第16条の2 受注者は、前条第2項の規定により再委託した業務の全部を一括して、再々委託等（業務を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という。）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）させてはならない。
- 2 受注者は、業務の一部（発注者が設計図書において指定した軽微な部分を除く。）を再々委託等させようとする場合は、あらかじめ、再々委託等させる業務の履行体制等について書面により発注者の確認を受けなければならない。当該確認に係る書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。
- 3 受注者は、再々委託等先事業者の再々委託等に係る業務の実施について、受注者自らその再々委託等に係る業務を行う場合と同様の責任を負うものとする。

（特許権等の使用）

- 第17条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権の発明等）

- 第17条の2 受注者は、業務の遂行にあたり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、書面にて発注者に通知しなければならない。
- 2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続き及び権利の帰属等に関する詳細については、発注者と受注者とが協議して定める。

（監督職員）

- 第18条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるものと及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する業務を完了させるための受注者又は受注者の業務責任者に対する業務に関する指示

(2) この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務責任者との協議

(4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(業務責任者)

第19条 受注者は、業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。

2 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第20条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(特定個人情報を取扱う者)

第19条の2 受注者は、業務の履行において、特定個人情報を取扱う場合には、特定個人情報を取扱う者の氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

(業務責任者等に対する措置請求)

第20条 発注者は、業務責任者、受注者の使用人又は再委託先等がその業務を実施するにつき著しく不適当と認められる場合は、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第21条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第22条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は、性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 受注者は貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

第23条 削除

(条件変更等)

第24条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合は除く。）

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること

(3) 設計図書の表示が明確でないこと

(4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること

(5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書等の変更）

第 25 条 発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第 27 条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第 26 条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の

続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務に係る受注者の提案）

第 27 条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

（受注者の請求による履行期間の延長）

第 28 条 受注者は、その責めに帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による履行期間の短縮等）

第 29 条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）

第 30 条 本契約書の規定に基づく履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第 28

条の場合にあつては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日とする。)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第31条 本契約書の規定に基づく業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第32条 受注者は、業務を行うに当たって、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他の業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第33条 業務の完了前に、業務を行うにつき生じた損害(次条第1項、第2項若しくは第3項又は第34条の2第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第34条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害(第

3項に規定する損害を除く。)について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第34条の2 業務を完了する前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で、発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、仮設物又は作業現場に搬入済みの器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(仮設物又は作業現場に搬入済みの器具であつて立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認すること

ができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち、業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、損害を受けた仮設物又は器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における業務に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

第35条 発注者は、第17条、第24条から第29条まで、第32条又は第33条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第36条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 受注者は、前項ただし書の場合を除き、同項本文の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

4 発注者は、第2項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が業務報告書の引渡しを申し出たときは、直ちに当該業務報告書の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該業務報告書の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時にすることを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに履行して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、履行の完了を業務の完了とみなして前5項の規定を準用する。

(減価採用)

第37条 前条第6項の規定にかかわらず、検査の結果、当該履行内容に僅少の不備がある場合で発注者がその使用上重大な支障がないと認め、かつ、期限その他の条件から履行が困難と認めたときは、相当の価格を減価の上、これを採用することができる。減価の額は発注者が定める。

(業務委託料の支払い)

第38条 受注者は、第36条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 発注者が、その責めに帰すべき事由により第36条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分払)

第39条 受注者は、業務の完了前に、既に履行した部分(本条第3項に定める検査に合格したもの。以下「既履行部分」という。)に相応する金額(以下「業務委託料相当額」という。)について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、月1回を越えることができない。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を書面により発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 10 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第 3 項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から 30 日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から 10 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 業務委託料相当額 $\times$ (9/10)(債務が性質上不可分の委託契約)

部分払金の額 $\leq$ 業務委託料相当額(債務が性質上可分の委託契約)

7 第 5 項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項及び第 6 項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額からすでに部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

(部分払金の不払に対する業務中止)

第 40 条 受注者は、発注者が第 38 条又は第 39 条の規定に基づき支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(債務不履行に対する受注者の責任)

第 41 条 受注者は、業務について、この契約に定められたとおり履行できないことが明らかになったときは、遅滞なく発注者に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた場合、又は受注者がこの契約に違反したことが明らかになった場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めてその履行の追完を請求し、

若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求し、又はその履行の追完に代えて損害の賠償を請求することができる。ただし、債務の不履行が受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、発注者は、損害の賠償を請求することができない。

3 前項の規定は、第 43 条第 1 項及び第 2 項に定める解除権の行使を妨げない。

4 第 2 項において、受注者が負うべき責任は、第 36 条第 2 項又は第 39 条第 3 項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

(履行遅延の場合における損害金等)

第 42 条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、発注者が履行期間後に完了する見込があると認めたときは、発注者は、延滞違約金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の延滞違約金の額は、業務委託料(業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料。)から第 39 条に規定する支払い済みの部分払金を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第 38 条第 2 項の業務委託料又は第 39 条第 5 項の規定による部分払金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(不当な取引制限等に係る損害賠償金)

第 42 条の 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の業務委託料の 100 分の 20 に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。

(1) 受注者が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反するとして、排除措置命令等(独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令(同法第 7 条の 9 第 2 項又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。)をいう。以下同じ。)を受け、これらが確

定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。)

(2) この契約について、確定した排除措置命令等(受注者以外の者に対するものに限る。)において、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。

(3) 確定した排除措置命令等において、受注者に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合(この契約が、示された場合を除く。)に、この契約が、当該期間における入札又は見積書の徴取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。

(4) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が、この契約について、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

2 前項の場合において、受注者がこの契約について行った独占禁止法第 3 条若しくは第 8 条第 1 号の規定に違反する行為又は受注者若しくは受注者の役員若しくは使用人がこの契約について行った刑法第 96 条の 6 に規定する行為により発注者が受けた損害額から前項の規定に基づき納付される額を控除して残余の額があるときは、発注者は、当該残余の額についてさらに損害賠償を請求する。

3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の業務委託料に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払いの日から、支払の日における民事法定利率(民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。以下同じ。)の割合による利息を付さなければならない。

(発注者の解除権)

第 43 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、当該不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2) 履行期間内に業務を完了しないとき、又は完了する見込みが明らかでないときと認められるとき。

(3) 正当な理由なく第 41 条第 2 項に定める追完がなされないとき。

(4) この契約の履行にあたり発注者の指示に従わないとき又は発注者の職務の執行を妨げたとき。

(5) コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は同条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないとき。

(6) 前各号のほかこの契約に違反したとき。

2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

(1) 第 14 条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずに本契約から生じる債権を譲渡したとき。

(2) 受注者の債務の全部が履行不能であるとき。

(3) 受注者がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達することができないとき。

(5) 契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても、受注者がその債務を履行しない又は契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 受注者が第 45 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(8) 大阪市暴力団排除条例(平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「暴力団排除条例」という。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第 2 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)に、本契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

(9) この契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。

(10) 発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。

(11) 監督官庁から営業許可の取り消し、停止等の処分を受けたとき。

3 前各項各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、契約の解除をすることができない。

(誓約書の提出)

第 43 条の 2 受注者及び暴力団排除条例第 7 条に規定する下請負人等(以下「下請負人等」という。)は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが

表明した誓約書を、発注者に提出しなければならない。
ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

(暴力団排除に伴う契約の解除)

- 第 43 条の 3 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちに契約を解除する。
- (1) 暴力団排除条例第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。
 - (2) 発注者は、暴力団排除条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合において、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

- 第 43 条の 4 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、一般競争入札においては業務委託料（業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料。）を 1 年あたりの額に換算した額（契約期間が 12 月未満の場合にあっては、業務委託料。）の 10 分の 1、指名競争入札及び随意契約においては業務委託料（業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料）を 1 年あたりの額に換算した額（契約期間が 12 月未満の場合にあっては、業務委託料。）の 100 分の 5 に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

- (1) 第 43 条の規定によりこの契約が解除された場合（受注者の責めに帰することができない事由による場合を除く。）
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 前条の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の 100 分の 20 に相当する額を

違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(契約解除に伴う損害賠償金)

- 第 43 条の 5 前条第 1 項又は第 3 項に規定する場合（前条第 2 項によりみなされた場合を含む。）において、発注者に生じた実際の損害額が、前条第 1 項又は第 3 項に規定する違約金の額を超える場合には、受注者は超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(長期継続契約における契約の解除)

- 第 43 条の 6 翌年度以降において所要の予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、発注者は当該契約を解除することができる。

(業務完了前の発注者の任意解除権)

- 第 44 条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第 43 条第 1 項及び第 2 項、第 43 条の 3 及び前条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

- 第 45 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。ただし、受注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第 25 条の規定により設計図書等を変更したため業務委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。
 - (2) 第 26 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 10 分の 5（履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、前項各号に掲げる事項が発注者の責に帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(解除の効果)

- 第 46 条 この契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第 39 条に規定する部分払に係る部分については、この限りでない。

(解除に伴う措置)

- 第 47 条 受注者は、この契約が解除された場合におい

て、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 受注者は、この契約が解除された場合において、器具、仮設物その他の物件（再委託先等が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 3 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下本項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。
- (1) 器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等は受注者が負担する。
- 4 第2項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等を負担しなければならない。
- 5 第1項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第43条、第43条の3又は第43条の4の規定によるときは発注者が定め、第43条の6、第44条又は第45条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段及び第2項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(保険)

第48条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第49条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日までの日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴す

る。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

第50条 削除

(概算契約)

第51条 この契約書の頭書に概算契約である旨の記載がなされている契約(以下この条において「概算契約」という。)にあっては、設計図書記載の数量及び契約書記載の業務委託料は概算であり、発注者の都合により増減することがある。この場合にあっては、業務委託料の確定は、業務完了後の実履行数量に契約書又は業務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行うものとする。

- 2 本契約が概算契約である場合、契約書中「業務委託料」は、契約書記載の概算金額のことをいう。この場合において、第1条、第36条、第38条及び第42条第3項中「業務委託料」は、「業務完了後の実履行数量に契約書又は業務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替え、第42条の2及び第49条中「業務委託料」は、前項により業務委託料の確定が行われた後に限り、「業務完了後の実履行数量に契約書又は業務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

- 3 本契約が概算契約である場合、第19条中「業務委託料の請求及び受領」は、第1項により業務委託料の確定が行われた後に限り、「業務完了後の実履行数量に契約書又は業務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の請求及び受領」と読み替える。

- 4 本契約が概算契約である場合、第42条中「業務委託料(業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料。)」は、「業務完了後の実履行数量に契約書又は業務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(情報通信の技術を利用する方法)

第52条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等並びに第10条第1項に規定する書面による同意及び第16条の2第2項に規定する書面により行わなければならないとされている発注者の確認は、日本国の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければ

ならない。

(補則)

第 53 条 この契約書に定めのない事項については、大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）及び大阪市会計規則（昭和 39 年大阪市規則第 14 号）に従うものとし、その他は必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

年度別内訳

別紙

年度	支払予定額（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額）
令和 年度	円（ 円）
令和 年度	円（ 円）
令和 年度	円（ 円）
令和 年度	円（ 円）
令和 年度	円（ 円）

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

(1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の大阪港湾局総務部総務課（連絡先：０６－６６１５－７７２８）に報告しなければならない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（大阪港湾局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（大阪港湾局総務部総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(発注者：大阪市 受注者：請負者)

クルーズ客船受入業務 特記仕様書（案）

第 1 項 業務名称

「クルーズ客船受入業務委託 長期継続」

第 2 項 業務概要

大阪市では、地域への経済効果と港の活性化をもたらすクルーズ客船の誘致に取り組んできた。特に、大阪港は寄港地としてはもとよりアジアクルーズの拠点として位置づけるのに十分な都市機能を有しており、大阪市は大阪観光局とともに「大阪港クルーズ客船誘致推進会議」を立ち上げ、広く官民協働でクルーズ客船の誘致・受入方策の検討を行っている。

大阪港のクルーズポートとしての世界的知名度の向上と大阪への再訪を促すため、クルーズ客船の寄港時に、客船及びその乗客・乗組員に対し大阪のホスピタリティを表現し、クルーズの寄港地の中でも大阪港を強く印象付けるとともに、安心・安全なサービスを企画及び実施し、乗客の満足度の高いサービスを提供する。

第 3 項 業務内容

1. 令和 9 年 1 月 1 日～令和 11 年 12 月 31 日までの 3 年間に大阪港に寄港する客船を歓迎し、入港時に乗客・乗組員が必要とする情報やサービスを提供する。

令和 9 年 1 月 1 日～令和 9 年 12 月 31 日までの 1 年間の寄港予定客船は 128 隻、令和 10・11 年についても、同隻数と見込む。

各業務の想定実施回数については「別紙 1 令和 9 年入港予定表」のとおりとするが、事業の実施にあたっては、客船ごとに発注者・受注者ならびに船舶代理店等、関係者間で打ち合わせを実施し、実施の有無や内容の詳細について随時協議し決定すること。

（1）インフォメーションサービスの提供

1) インフォメーションサービスコーナーの設営及び撤収

- ・原則、天保山客船ターミナル 1 階にインフォメーションサービスコーナーを設置するものとする。ポスターやパンフレットの収集及び配架等により、効果的な情報発信を行うこと。但し、入港するクルーズ客船から船内に設置を求められた場合は対応すること。また、状況に応じて岸壁上等での実施が必要となるので留意すること。
- ・インフォメーションサービスコーナーは、コーナーの存在を乗客・乗組員に分かりやすく示す案内表示を掲示すること。
- ・インフォメーションサービスコーナーの設営は、インフォメーションサービスコーナーの業務開始時間までに終了すること。
- ・インフォメーションサービスコーナーの撤収は業務が終了次第、すみやかに行うこと。
- ・同日に入出港がある場合は、基本的にインフォメーションサービスコーナーの撤去は不要だ

が、状況により撤去が必要となる。

- ・インフォメーションサービスコーナーにて案内業務に従事することとし、客船の規模などに応じて必要数を増員すること。また、従事者は従事するに十分な語学力を有すること。

※インフォメーションサービスコーナー付近に備品等の保管場所が必要な場合は、発注者と協議を行いその指示に従うこと。

2) 外国語による観光案内サービスの提供

- ・乗客及び乗組員が、短い滞在時間内に効率的に大阪のまちを楽しむことができるよう、観光用マップの提供等のサービスを行うこと。
- ・外国籍客船に対する観光案内の対応言語は英語とする。但し、乗客及び乗組員の国籍等を勘案し、英語以外の言語で対応する場合は、発注者と協議のうえ実施すること。
- ・観光案内に用いる資料としては、受注者が作成した大阪港を起点とした観光用マップ（地下鉄・バス・タクシー等での交通案内を含む）のほか、各観光スポット等が作成したパンフレット等も入手し、提供すること。なお、内容については、事前に発注者と協議のうえ承認を得ること。
- ・クルーズ客船が寄港する天保山岸壁周辺の観光案内については、金融機関や駅等の公共性の高い施設・要素を含む内容とすること。なお、内容については、事前に発注者と協議のうえ承認を得ること。
- ・大阪及び周辺の施設に関する情報のほか、相互理解につながる、日本の習慣や文化への理解を深めるための工夫した情報発信を行うこと。

3) 外国語によるタクシーの利用案内・補助

- ・乗客及び乗組員に対し、タクシー乗り場への案内や、タクシー運転手との間に入り、言語面でのコミュニケーションの補助を行うこと。対応人数については事前に協議のうえ手配することとし、従事するに十分な語学力を有する者としてすること。対応言語は英語とする。

4) 両替サービスの提供

- ・対応通貨は、米ドル、欧州ユーロ、中国元、韓国ウォンは必須とし、外貨から日本円への両替を行うこと。
- ・両替手数料の指定等はないが、社会通念上、常識的な範囲とすること。
- ・受注者は、本業務の実施にあたって、「外国為替及び外国貿易法」を遵守するとともに、財務省が定める「外国為替取引等取扱業者遵守基準」が本業務に関連して適用または参照される場合、これに準じた社内規程・手続・体制を整備し、継続的に維持すること。

5) 公衆無線 LAN (Wi-Fi) サービスの提供

- ・天保山客船ターミナル内等で、乗客及び乗組員常時 100 名以上がストレスなくインターネットに自由に接続できる公衆無線 LAN (Wi-Fi) サービスを提供すること。
- ・なお、天保山客船ターミナル内等にはインターネット回線が引き込まれていないため、上記を満たすうえで工事・契約等が必要な場合は発注者に申し出たうえで、受注者負担により行うこと。

6) その他

- ・インフォメーションサービスコーナーの業務時間は、原則 8:00～17:00 とするが、クルーズ客船の寄港時間により、随時発注者と協議のうえ決定する。
- ・提供した情報等に起因する損害については、発注者は一切責任を負わない。

- ・苦情については、受注者で対応することを原則とし、対応状況については、随時発注者に報告すること。なお、発注者は場合により受注者に業務日報とは別に文書での報告を求めることができる。

(2) 客船入港もしくは出港時の歓迎行事の企画及び実施

1) 客船の着岸、離岸時に実施する歓迎、見送り演奏等行事の企画及び実施

- ・歓迎、見送り演奏等行事の実施については、事前に発注者との協議により決定する。
- ・歓迎、見送り演奏等行事は、在阪の大学や高等学校等によるブラスバンド演奏、地域の太鼓グループによる和太鼓演奏や地元の伝統芸能の上演など、「大阪らしさ」が伝わるような行事を企画及び実施するものとする。
- ・歓迎、見送り演奏等行事の時間は、15分程度とする。
- ・歓迎、見送り演奏等は、生演奏または音響機器を用いた音楽再生等による歓迎、見送りを手配すること。
- ・音響機器は、クルーズ客船に十分な音量で伝わるような機器を用いること。
- ・実施にあたり、乗客になじみのある曲や、客船の歓送迎にふさわしい曲を用いる等の工夫をすること。
- ・実施にあたっては、著作権法第38条第1項に規定される自由利用を逸脱しない範囲で行うものとする。なお、その範囲によりがたい場合は、音楽使用に伴い発生した著作権料はすべて受注者の負担とする。

2) 航空写真等の撮影企画及び実施

- ・航空写真等の撮影の実施については、事前に発注者との協議により決定する。
- ・クルーズ客船の入港時（航行中）又は係留中の航空写真等を撮影すること。
- ・航空写真等の撮影データについては、報告書提出時に電磁的記録媒体（1部）に複製して提出すること。ただし発注者は報告書の提出に先立ち、受注者に航空写真等の撮影データの提出を求めることができる。
- ・提出を受けた航空写真等の著作権はすべて発注者に帰属するものとする。
- ・航空写真等の撮影にかかる各種申請等は受注者が行うこと。
- ・撮影中の事故に関しては、発注者は一切の責任を負わない。

(3) 客船寄港時の入港歓迎式典の各種手配と提供

1) 歓迎式典の台本作成及び逐次通訳者の手配と提供

- ・外国籍客船を対象に、本市関係者による歓迎訪問等を実施する際に、事前原稿なしで逐次通訳ができ、海事関係に精通した通訳者を手配し、司会進行を行うこと。
- ・通訳言語については、基本的には日英通訳とするが、歓迎訪問等を行う相手方の使用言語を勘案して通訳者を手配すること。
- ・司会進行に必要な司会台本について、発注者が提供するテンプレートを用いて、出席者等の必要情報を確認のうえ作成し、通訳者への事前提供を行うこと。
- ・歓迎式典の実施にあたっては、「大阪」による歓迎の意が伝わるような工夫をすること。

2) 贈呈用花束等の手配

- ・訪船時に贈呈用花束1束を準備すること。

- ・花束等は、過去の歓迎式典時の花束程度とすること。

(4) 客船寄港時の物産展または日本文化体験型イベントの企画及び実施

1) ボランティア団体等による物産展または体験型イベントの手配及び実施

- ・ボランティア団体等による物産展または体験型イベントの実施については、事前に発注者との協議により決定する。
 - ・国際交流のボランティアグループや地域の方とともに、点茶や着付け等の日本文化を乗客や乗組員に体験してもらい、乗客や乗組員と地域の方が直接触れ合うことができる機会を提供し、国際交流を推進すること。
 - ・受注者は従事するボランティア団体等の手配及びすべての連絡を行うものとする。
 - ・物産展や点茶・着付等の体験型イベントは、原則として天保山客船ターミナル1階に設置するものとするが、客船会社の要望等に応じて、岸壁等に撮影スポットを提供するなど、可能な範囲で柔軟に対応すること。
 - ・設営及び撤収はすべて受注者もしくは受注者が手配を行ったボランティア団体等が行うものとし、かかる方法についてのボランティア団体等への指示は、受注者が行うものとする。
- ※ボランティア団体等による日本文化体験型イベントの参加費は、無料での実施とする。

(5) 乗客や乗組員の安全・円滑な動線確保及び案内

1) 天保山客船ターミナル内及び岸壁上における案内誘導

- ・乗下船口からターミナル内外含めて、寄港パターンごとに乗客・乗組員が安全・円滑に乗下船や出入国手続きを行うための動線確保や案内誘導を行うこと（岸壁上でのパイプフェンスの設置・撤去や、乗客・乗組員の安全確保のためのエスカレーター誘導等を含む）。
- ・案内誘導の有無は事前に発注者との協議により決定する。

2) ツアー車両台数の把握及び関係者との調整

- ・クルーズ客船入港時に船社が手配するオフィシャルツアー及び乗客等が自身で手配するプライベートツアー車両等の配車時間や台数等を旅行会社より把握し、リストを作成の上、配車方法・場所の検討、関係者との調整を行うこと。
- ・実施の有無については、発注者との協議により決定する。

3) 本市施設・周辺道路のバス・タクシー・ハイヤー等の交通整理

- ・交通整理を行うにあたり、実施体制・連絡体制（交通事故等の緊急時における関係機関に対し連絡できる体制を含む。）、交通誘導手法、案内方法等、業務を行うにあたって資格等が必要な場合は資格等、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を作成し、発注者に提出し承認を得なければならない。なお、提出した内容に変更等が生じる場合は、速やかに変更後の書類を再度提出し、発注者の承認を得ること。
- ・交通整理の有無は事前に発注者との協議により決定する。
- ・通行人をはじめ観光バス運転手や観光バス利用者に接する場合には、親切に対応すること。
- ・クルーズ客船の入出港時に、クルーズ客船への送迎を目的としたタクシー・ハイヤー等により周辺道路（客船ターミナル南面道路等）交通の妨げになることのないよう、交通整理を行うこと。
- ・交通整理に当たっては、一般車両だけではなく大阪シティバス及び隣接する海遊館利用者が

乗車する観光バス、空港リムジンバス等の通行を妨げることをしないよう行うこと。

- ・ 交通整理に当たっては、安全を確保し、事故のないよう十分注意して行うこと。万一事故等が発生した場合は、関係機関に報告するとともに、発注者に連絡のうえ受注者の責において解決すること。
- ・ 同種のトラブルが頻発するなど、現場のみでの対応が困難な事案が発生した場合は、発注者に連絡の上、対応策を協議すること。

4) クルーズ客船入港時に船社が手配するオフィシャルツアーバスまたはプライベートツアーバスが多数となる場合の、本市施設・岸壁内部及びバス待機場所（大観覧車下駐車場及び一突臨時駐車場）での車両整理

- ・ クルーズ客船入港時に、旅行会社手配のオフィシャルツアーバスの台数が 20 台以上である場合、クルーズ客船関係車両整理場・天保山岸壁内部及びバス待機場（大観覧車下駐車場及び一突臨時駐車場）において車両整理を行うこと。
- ・ 車両整理の実施については、発注者との協議により決定する。
- ・ 車両台数に関わらず、船社又は旅行会社の要望により車両整理を行うことがある。
- ・ 車両整理に当たっては、安全を確保し、事故のないよう十分注意して行うこと。万一事故等が発生した場合は、関係機関に報告するとともに、発注者に連絡のうえ受注者の責において解決すること。
- ・ 同種のトラブルが頻発するなど、現場のみでの対応が困難な事案が発生した場合は、発注者に連絡の上、対応策を協議すること。

2. 客船入港情報の市民への発信

(1) 客船ターミナル前看板等への表示

- ・ 発注者の提供する客船入港情報をもとに、天保山客船ターミナル 1 階に設置されている入港情報看板に常に最新の入港情報を掲出すること。

(2) ホームページ（SNS を含む）での発信

- ・ 発注者の提供する情報（定例的な毎月の入港予定表、随時提供する新規入港情報や入出港情報の変更およびキャンセル情報等）をもとにホームページ等での客船入港情報の発信を行うこと。
- ・ ホームページについては、受注者所管の既存又は新規のホームページに、専用の Web ページを開設すること。
- ・ SNS での情報発信については、市民等に情報が効率よく伝わるサービスとし、客船入港情報専用のアカウントを作成すること。

(3) 市民向け船内イベント等を実施する際の情報発信

- ・ 市民向け船内イベント等を実施する際は、必要に応じてポスターやチラシ、のぼり等の広報物を作成し、市民への発信を行うこと。
- ・ 広報物の作成については、事前に発注者との協議により決定する。

第 4 項 受入の中止及びキャンセル費用について

次の各号のいずれかに該当する理由がある場合は双方協議のうえ、中止の措置をとることができる。

(1) 船舶の運航上の事由により、受入の実施を客船会社から断られた場合

- (2) 悪天候、天変地異その他不可抗力の発生
- (3) 火災、海難、使用船舶の故障その他事故の発生
- (4) 戦争、暴動その他これに準じる事変の発生
- (5) 旅客の疾病又は不法行為
- (6) その他法令の規定又は官公署の命令もしくは要求

この場合において、受注者は第3項の業務に要した費用を次に定めるとおり精算することができる。(※当該金額に1円未満の端数が生じたときは、1円未満は切り捨てとする。)

① 歓迎行事及び日本文化体験型イベント等における演者・物品の各種手配

	31日以上前	30～11日前	10日～2日前	前日、当日
演者・物品	無	70%	80%	100%

② マスコットキャラクター等と航空写真等の撮影

	～2日前	前日	当日
航空写真等の撮影	無	50%	100%
マスコットキャラクター等	無	50%	100%

③ テント及び発電機の手配

	～2日前	前日	当日
テント及び発電機	無	100%	100%

④ 歓迎式典の各種手配（通訳・花束等）

	31日以上前	30～11日前	10～2日前	前日～当日
通訳	無	70%	80%	100%

※上記通訳の手配においては、日本文化体験型イベント等の通訳も適用することとする。

	～3日前	2日前	前日～当日
花束等	無	50%	100%

⑤ 物産展等のポスター等の広報物の手配

	～8日前	7日～当日
ポスター・チラシ、のぼり等	無	100%

⑥ 案内誘導の人員手配

	31日以上前	30～11日前	10～2日前	前日～当日
人員	無	70%	80%	100%

第5項 業務報告書について

業務報告書は次のとおりとする。なお、業務報告書の一部については、期限内に提出を求めることがある。

(1) 内容について

- ・業務日報（様式1-1～1-3）

※業務日報の様式については発注者の都合により、変更することがある。

- ・業務内訳表
- ・その他必要事項

(2) 提出部数について

- ・報告書（A4版） 1部
- ・航空写真等データ（電磁的記録媒体）1部

(3) 提出期限について

- ・令和9年1月1日から令和9年3月31日までの業務・・・令和9年3月31日
- ・令和9年4月1日から令和9年12月31日までの業務・・・令和9年12月31日
- ・令和10年1月1日から令和10年3月31日までの業務・・・令和10年3月31日
- ・令和10年4月1日から令和10年12月31日までの業務・・・令和10年12月31日
- ・令和11年1月1日から令和11年3月31日までの業務・・・令和11年3月31日
- ・令和11年4月1日から令和11年12月31日までの業務・・・令和11年12月31日

※業務日報については毎月月末までに前月実施分を提出すること。ただし、令和9年3月分、令和10年3月分、令和11年3月分、令和11年12月分については、当該月末までに提出すること。

第6項 その他

- (1) 本業務に必要となる機材一式を準備すること。
- (2) 本業務の従事者を含め本業務に携わる関係者で、客船入港時に岸壁等へ立ち入り予定の者は、入港日の前日15時までに、「SOLAS制限区域一時立ち入り事前申請」を発注者あて申請すること。
- (3) 岸壁への立ち入りに関しては、受注者に属する警備員の指示に従うこと。また、これについて、本業務のすべての従事者に周知徹底すること。
- (4) 日本港湾協会策定の「クルーズ船が寄港する旅客ターミナル等における感染拡大予防ガイドライン」を厳守すること。
- (5) 本業務の従事者からの苦情に誠実に対応すること。
- (6) 業務の実施に伴い生じたゴミ等は受注者が持ち帰ること。
- (7) 業務の実施に伴い、船内への立ち入りを行う際は客船会社等と十分調整を行うこととし、客船会社等が提出を求める情報の提出を行うこと。

- (8) 船内への立ち入りをを行う際は客船会社等が指定する身分証明書を所持すること。また、これについて、船内への立ち入りをを行うすべての従事者に周知徹底すること。
- (9) 業務の実施にあたり収集した個人情報及び法人情報については、業務の終了後、適切に処分を行うこと。
- (10) 受注者は、事故等の発生に備えて、必要がある場合は、行事参加者の傷害危険担保特約が付加されている傷害保険に加入すること。
- (11) 受注者は、本業務の着手にあたり、以下のとおり事業実施詳細を明記した業務計画書を提出すること。
 - 1) 業務詳細
 - 2) 業務体制及び緊急時等の連絡体制
 - 3) スケジュール
 - 4) その他必要事項
- (12) 本業務の内容に変更が生じた場合は、本市積算基準に基づき設計変更することがある。
- (13) その他業務上疑義のある場合には、事前に発注者と協議すること。
- (14) 受注者は、業務計画の内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえ、その都度発注者に変更計画書を提出しなければならない。
- (15) 発注者の指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画書にかかる資料を提出しなければならない。
- (16) 委託料の支払いについては、本市が受注者から受けた業務遂行状況や完了状況等の報告に基づき必要な検査を行ったうえで、当該検査を合格した場合において、受注者からの請求を受けた日から 30 日以内に支払うこととする。なお、精算金額については、提案書記載の各業務単価に検査に合格した数量を乗じて算出した金額をもとに、本市と協議のうえ決定する。
- (17) 本契約については、複数会計年度にわたる長期継続契約となることから、各年度の予算成立額が所要の契約金額に満たない場合は、契約解除・契約変更が生じることがある。
- (18) 本契約については、大阪港への客船の入港予約数を基本に算定された業務内容・契約金額であることから、第 4 項に記載の理由により入港予定数が大幅に減少し、業務および契約金が大幅に減少する場合、発注者は受注者に利益保証は負わない。
- (19) 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修の実施
受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修を実施すること。
- (20) 受注者は、本業務の実施にあたり入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例及び大阪市情報公開条例の趣旨を踏まえ適切な管理を行い、個人情報については、本業務の目的のみに利用するものとし、それ以外の目的に利用しないこと。市は本事業における個人情報の利用・管理状況について随時受注者からの報告を求めることができ、また必要に応じ、受注者の事業者などに立ち入り、検査できるものとする。
- (21) 本契約に定めのない事項については、発注者受注者協議のうえ、定めるものとする。

第 7 項 業務期間

本委託の期間は令和 9 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日までとする。

再委託に関する特記事項

1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。